

◎引き上げ分の地方消費税収について

消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられました。消費税率引上げの趣旨は、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」(年金、医療、介護、少子化)の財源確保にあることから、引き上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てることになります。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 266,640 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区分	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
社会福祉	3,057,128	1,688,772	0	100,464	1,267,892
社会保険	940,017	155,547	0	0	784,470
保健衛生	291,878	7,086	0	15,572	269,220
合計	4,289,023	1,851,405	0	116,036	2,321,582

※事務費、人件費は除外